News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

25-D-0883
2025 年 9 月 30 日

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社ウェイズに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社ウェイズに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

＊詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

第三者意見書

2025 年 9 月 30 日
株式会社　日本格付研究所

評価対象： 株式会社ウェイズに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社商工組合中央金庫
評価者：株式会社商工中金経済研究所
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論： 本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。 また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社ウェイズ（「ウェイズ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1　定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ウェイズの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ウェイズがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2　フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

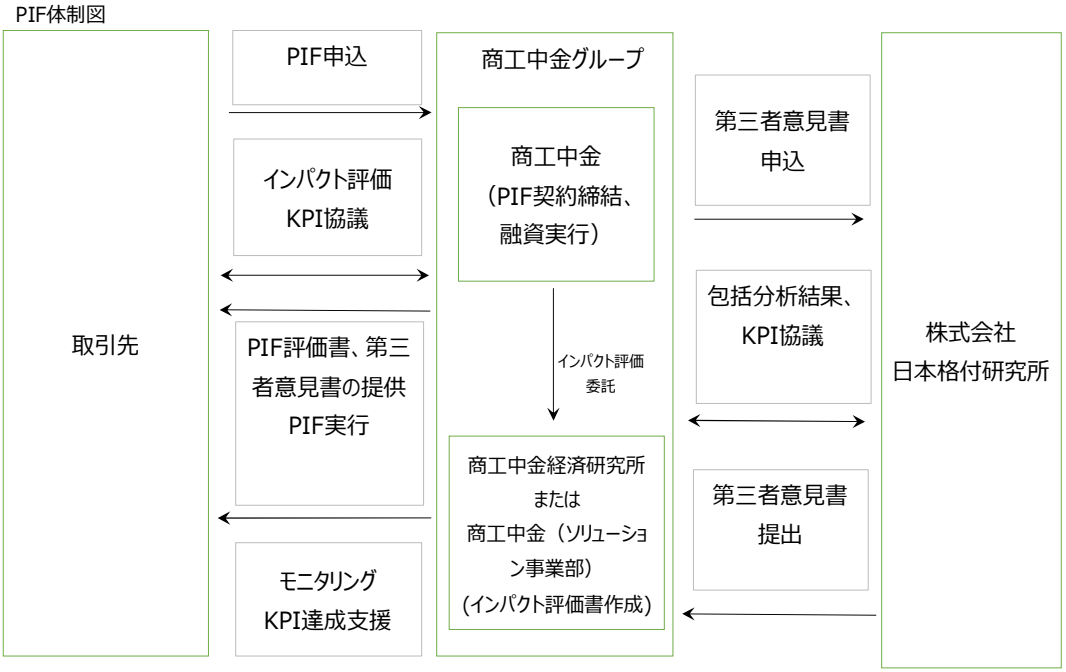

(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3　透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト

・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス

・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4　評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるウェイズから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス

の基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

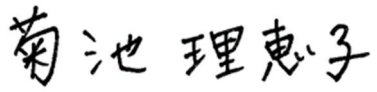

菊池　理恵子

担当主任アナリスト

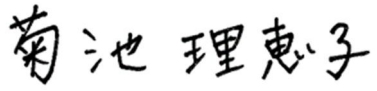

菊池　理恵子

担当アナリスト

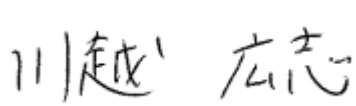

川越　広志

JCR Sustainable PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ
「ポジティブ・インパクト金融原則」
「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 9 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社ウェイズ（以下、ウェイズ）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ウェイズの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（*1）に対するファイナンスに適用しています。

（*1）中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
    2.1 基本情報
    2.2 業界動向
    2.3 経営理念等
    2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社ウェイズ
借入金額	250,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 4 丁目 3-16
創業・設立	創業：1916 年 8 月 設立：1955 年 3 月
資本金	80,000,000 円
従業員数	94 名（2025 年 4 月現在)
事業内容	塗装工事、建築工事、防水工事
主要取引先	（塗装工事） ㈱神戸製鋼所、コベルコ建機㈱、ナブテスコ㈱、ほか （建築工事） ㈱竹中工務店、日本管財㈱、トヨタすまいるライフ㈱、ほか

【業務内容】

- ウェイズは、兵庫県神戸市に本社を置く、1916 年創業の総合建設業者で、プラント塗装・鉄橋塗装・機械塗装・一般建築塗装などの塗装工事を中心に、建物の改修工事や新築工事まで幅広く対応している。「神鋼事業部」と「建築事業部」の 2 つの事業の柱があり、神鋼事業部は、株式会社神戸製鋼所（以下、神戸製鋼所）の兵庫県内の各製作所・工場内などに拠点を設置し、建築事業部は、主要都市に営業拠点を設置し、事業を展開している。

- 神鋼事業部

  ウェイズは、神戸製鋼所専属塗装店として事業をスタートした経緯から、神戸製鋼所とは密接な関係を持っている。神鋼事業部では、神戸製鋼所で使用される様々な生産設備やクレーン、機械、鉄橋の塗装工事を行っている。また、鉄道関係部品メーカーや建設機械メーカーなどとも提携し、専属塗装会社として金属をはじめとするあらゆる製品・素材の塗装も行っている。鉄鋼塗装の分野においては、長年の経験と実績をもとに、長期重防食や耐薬品性などの特殊条件に対応する塗装システムを構築し、神鋼神戸発電プラントをはじめとする多種多様な工場・生産設備の塗装を手掛けている。機械塗装の分野においては、下地から上塗りまでの一貫したシステムを完備しており、神戸製鋼所の各製作所・工場内の拠点で、クレーン車やショベルカーなどの建設機械を中心に、各種機械部品の塗装を手掛けている。

  （施工事例）

  鉄鋼塗装工事（神鋼神戸発電所）

  鉄橋塗装工事（明石海峡大橋）

機械塗装工事（神戸製鋼所・プレス）

機械塗装工事（神戸製鋼所・熱交換器）

（ウェイズ HP より）

- 建築事業部

建築事業部では、外装・内装の塗装工事を中心に、補修・メンテナンスや、公共施設・住宅の総合設計・施工まで幅広く手掛けている。鉄鋼や機械の塗装で長年培ってきた経験・技術・知識を活用して、塗装の対象を建築の領域へと広げ、大手ゼネコンや工務店と協力体制を結び、大型商業施設・オフィスビル・マンションなど、様々な新築塗装工事を請け負っている。また、古くなった大型商業ビルや集合住宅の大規模改修工事も請け負っており、修繕計画から改修施工、アフターメンテナンスに至るまで、トータルで質の高い工事を実践している。2003 年に一般建設業の許可を、2021 年に特定建設業の許可を取得し、公共施設や一戸建て住宅など、様々な建物の新築工事を手掛けている。総合建設業者として、デザイン・設計の提案から内外装の施工、設備機器の設置まで一貫した体制で施工を行っている。

（施工事例）

新築塗装工事（神戸国際会館）

新築塗装工事（キャナルタウン兵庫）

大規模改修工事（豊中市 1,100 戸）

新築工事（研修所）

（ウェイズ HP より）

【事業拠点】

拠点名	住所
本社	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 4 丁目 3-16
（神鋼事業部） 高砂支店	兵庫県高砂市荒井町新浜 2 丁目 3-1 ㈱神戸製鋼所高砂製作所内
高砂営業所	兵庫県高砂市荒井町新浜 2 丁目 3-1
加古川営業所	兵庫県加古川市金沢町 1 ㈱神戸製鋼所加古川製鉄所内
大久保営業所	兵庫県明石市大久保町八木 740 コベルコ建機㈱大久保事業所内
灘浜作業所	兵庫県神戸市灘区灘浜東町 2 ㈱神戸製鋼所神戸線条工場内
（建築事業部） 関西支店	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 4 丁目 3-16-4 階
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 10-13 SC 錦 ANNEX6 階
東京営業所	東京都中央区日本橋大伝馬町 12 番 1 号 ホワイトビル 7 階
福岡営業所	福岡県福岡市東区筥松 1 丁目 6-20-2 階

（本社外観）

（ウェイズ HP より）

【関連会社】

会社名	住所・事業内容
株式会社 WACC	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 4 丁目 3-16 ・システム開発および保守業務 ・各種塗料並びに塗装用具の販売
エボリューションウォーター株式会社	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 4 丁目 3-16 ・飲料水の研究開発

【沿革】

1916 年 8 月	「関アサヒ号」創立 株式会社神戸製鋼所専属塗装店として船舶、諸機械並びに設備の塗装工事に従事
1926 年 3 月	ナブテスコ株式会社専属塗装店として同社製品の鉄道関係部品の塗装に従事
1936 年 4 月	事業拡張のため「渡辺塗装工業所」と改称
1954 年 4 月	株式会社神鋼環境ソリューション専属塗装店として同社製品及び設備塗装に従事
1955 年 3 月	業務拡張のため会社組織に改め、「渡辺塗装株式会社」と改称 日本住宅公団、その他一般建築塗装部門を充実
1959 年 10 月	明石市大久保町に「大久保出張所」を開設
1961 年 4 月	都市計画のため本社を神戸市灘区岩屋北町に新築移転 高砂市荒井町に「高砂出張所」を開設
1969 年 6 月	加古川市大字新野辺に「加古川営業所」を開設
1980 年 9 月	塗装工事及び工事指導のため海外プラントに社員を派遣し、その後各国各地のプラント

	工事に従事
1985 年 7 月	大久保出張所及び高砂出張所を営業所に改組
1988 年 5 月	本社社屋新築（竹中工務店施工）
1988 年 10 月	大阪営業所を開設
1996 年 8 月	阪神・淡路大震災被災により本社社屋を大改修
1999 年 1 月	大阪営業所を大阪支店に改組
2002 年 7 月	「渡辺塗装株式会社」から「株式会社ウェイズ」に社名変更
2003 年 3 月	建築工事業の特定建設業の大臣許可を取得
2003 年 5 月	名古屋営業所開設
2006 年 6 月	東京支店開設
2007 年 4 月	高砂支店開設
2008 年 10 月	東京支店を関東支店に名称変更
2008 年 12 月	株式会社ミツルコーポレ?ションと合併
	名古屋営業所を名古屋支店に改組
2009 年 8 月	堺営業所開設
2010 年 4 月	東京支店開設
	関東支店を東関東営業所へ改組・移転
2011 年 10 月	東関東営業所を東京支店へ統合
2013 年 1 月	堺営業所を大阪支店へ統合
2013 年 11 月	エボリューションウォーター株式会社を子会社とする
2016 年 8 月	創業 100 周年を迎える
2017 年 1 月	神戸支店開設
2019 年 1 月	神戸支店と大阪支店を統合し関西支店とする
2019 年 4 月	福岡営業所開設
2021 年 1 月	東京支店を東京営業所に改組、移転

2.2 業界動向

- 塗装業界の環境課題

  塗装業界は、社会インフラの維持・建物の美観保護・製品の機能向上などの役割を担っている一方で、環境問題の高まりを受け、環境規制が強化されている。環境省は、VOC 排出量の多い塗装業界に対して、削減を促している。環境省「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ報告書（令和 6 年度）」によると、VOC 排出インベントリにおける発生源品目別の推移が示す通り、「塗料」と「燃料（蒸発ガス）」の排出量が他の発生源と比べて大きいが、どちらも一貫した減少傾向となっている。特に「塗料」は削減量が大きく、平成 12 年度から令和 4 年度にかけて 326 千ｔ削減されている（535 千ｔ→208 千ｔ）。これはインベントリ全体の削減量の約 40%を占めている。平成 12 年度から平成 21 年度までに大幅に減少した後、緩やかな削減が続いている。塗装施工において、大気汚染や健康被害の軽減のため、低 VOC 塗料の使用が進み、塗料による VOC 排出量が減少している。ウェイズの塗装工事においても、低 VOC 塗料の使用や装着効率の高い技術力により、VOC 排出量の削減に努めている。

（VOC 発生源品目別排出量の推移）

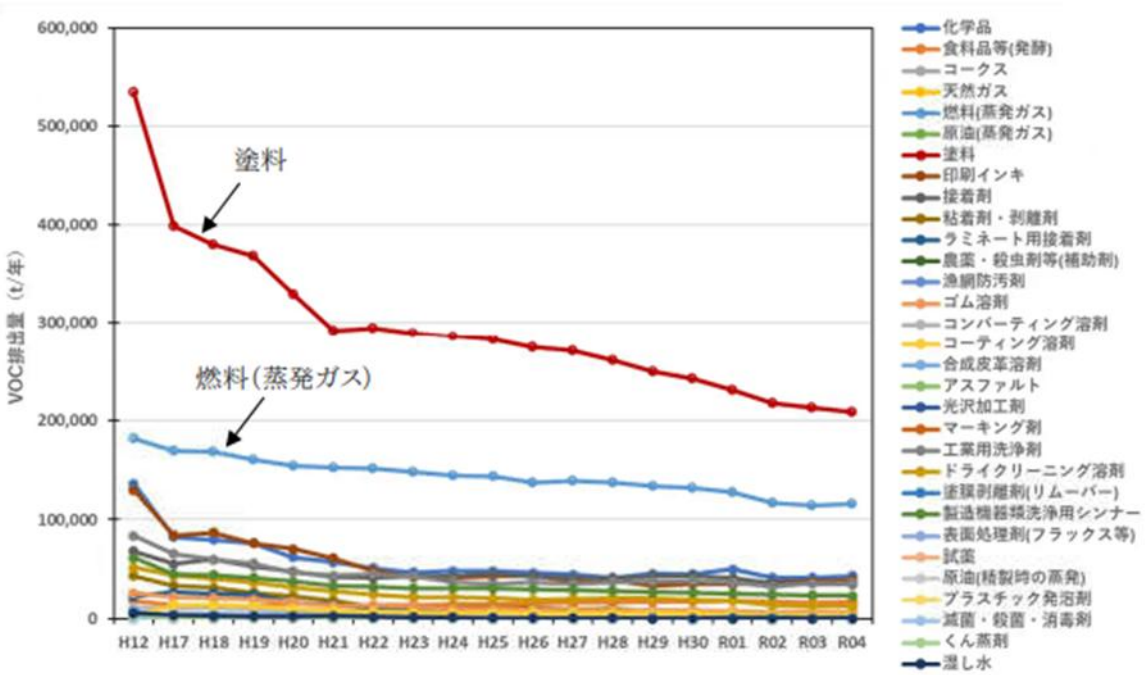

（環境省「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ報告書（令和 6 年度）」より）

- VOC 発生源品目別の割合

  発生源品目別の割合をみてみると、令和 4 年度は「塗料」が約 37%、「燃料（蒸発ガス）」が約 21%となっており、上位 10 発生源品目の合計が全体の約 95%を占めている。

（VOC 発生源品目別の割合）

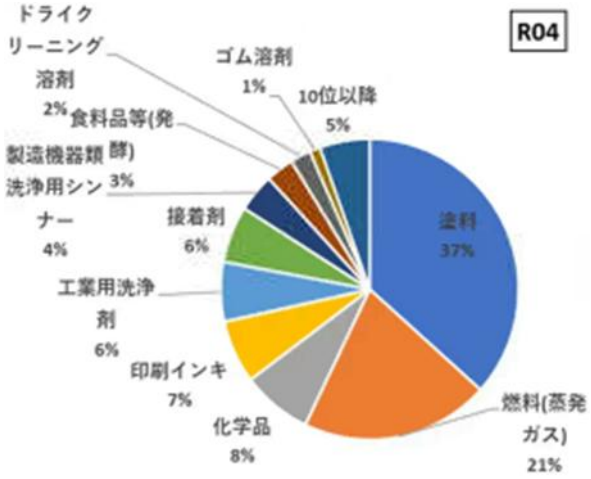

（環境省「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ報告書（令和 6 年度）」より）

- 建築工事（元請完成工事高）の推移

  国土交通省「建設工事施工統計調査報告」によると、2023 年度の元請完成工事高は約 89 兆 9,763 億円で前年度比約 9%増となっている。うち建築工事は約 56 兆 2,186 億円で約 8.3%増となっており、コロナ影響以降堅調に推移している。建築工事の新設工事は約 38 兆 7,324 億円で前年度比約 5%増、維持・修繕工事は約 17 兆 4,862 億円で約 16%増加となっている。リフォーム需要の増加により、維持・修繕工事が増加傾向にあり、2023 年度は建築工事に占める割合は約 31%となっている。

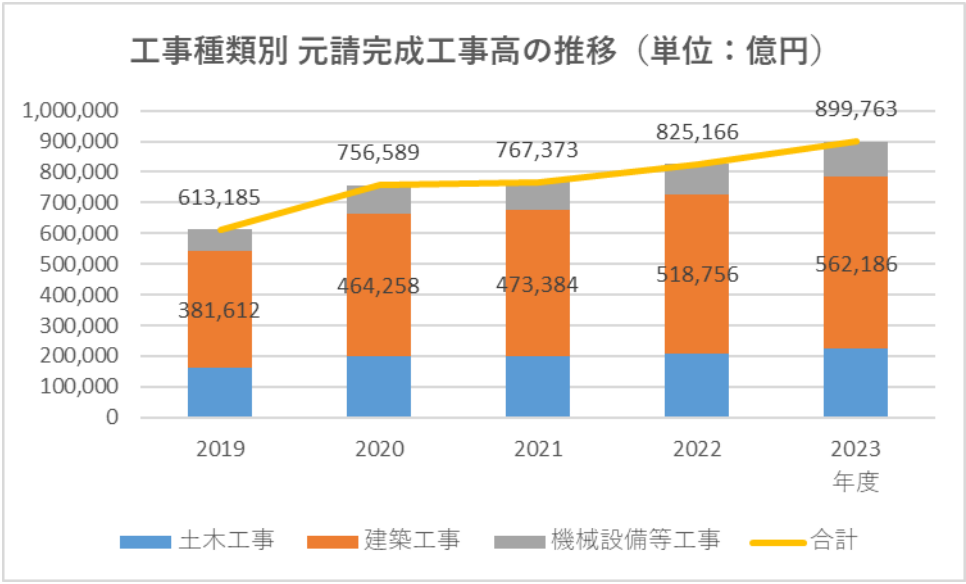

（国土交通省「建設工事施工統計調査報告」令和元年度～5 年度実績より
商工中金経済研究所が作成）

（建築工事の定義）

建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切壁等の工事及び建築工事に付帯する整地、門塀等の工事を含む。

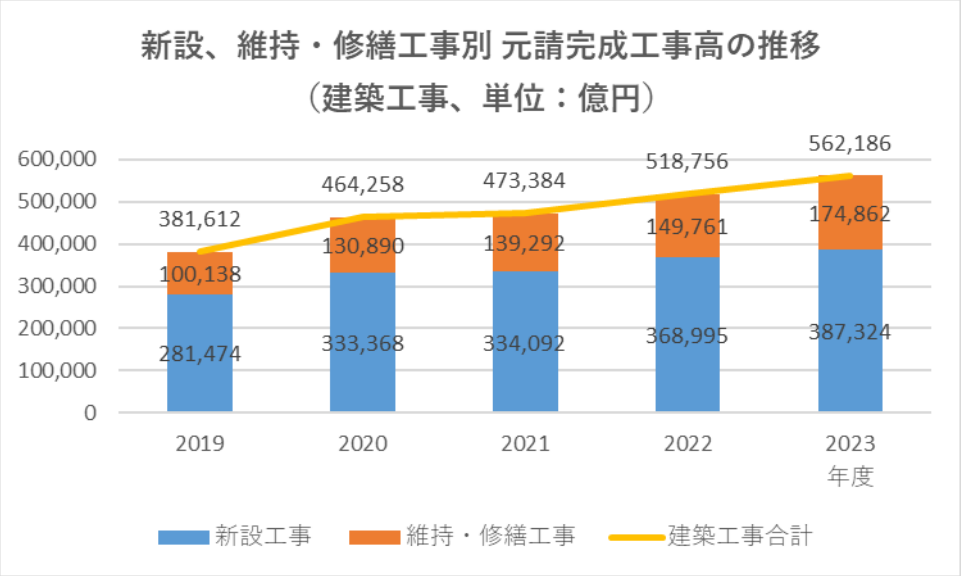

（国土交通省「建設工事施工統計調査報告」令和元年度～5 年度実績より
商工中金経済研究所が作成）

2.3 経営理念等

【経営理念】

経営理念
Harmony with your life **「人・暮らし・環境」そのより豊かな調和のために**

【社名に込めた思い】

社名に込めた思い
「W」 **知恵** Wisdom 「A」 **情熱** Ardor 「Y」 **生産** Yield 「S」 **計画** Scheme 社名「ウェイズ」は、これら頭文字を組み合わせて、知恵と情熱をもって企業活動にあたり独自の道（WAY）を歩む私たちを表しています。

【安全衛生方針】

安全衛生方針
安全はすべてに優先する **みんなでつくろう不安全行動のない職場**

2.4 事業活動

ウェイズは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減への取り組み】

- 環境に配慮した塗装工事

  ウェイズでは、用途に応じた効果的な塗装・点検・補修を施すことにより、モノを長期的に維持し、自然や生態系に配慮し、負担をかけない塗料や技術を活用した塗装工事を行っている。低 VOC（揮発性有機化合物）塗料の使用や、耐久性の高い塗料の採用により、メンテナンス頻度を削減し、長期的なコスト削減と資源の有効活用を実現するとともに、塗装作業時の大気汚染や健康被害のリスク軽減を図っている。また、断熱性や遮熱性に優れた塗料の導入による建物の省エネルギー化を図っている。公共施設や集合住宅などの環境性能の高い建築物の普及に寄与することで、省エネルギーならびに CO2 排出量の削減に貢献している。塗装作業時においては、吹き付け塗装時に発生する飛散を抑え、材料ロスを低減するなどの工法・対策を講じている。

- エネルギー使用量・CO2 排出量削減

  本社建物内の照明は順次 LED 化し、エネルギー効率の見直しを進め、LED 化率は 100%となっている。保有する社用車は、50 台中 48 台はエコカー（HV）を導入している。こうした環境に配慮した取り組みを継続し、今後も更なるエネルギー使用量・CO2 排出量の削減に取り組む方針である。今後の取り組みとしては、2026 年までに CO2 排出量の可視化ツールを導入し、現状分析に取り組むことを計画している。現状分析を実施した後、2027 年までに CO2 排出量の削減目標を定めることとしている。

- 環境保全

  （大気汚染対策）

  塗装作業において、低 VOC 塗料を使用し、塗着効率を高める技術により塗料の使用量を抑えることで、有害物質の発生を抑制し、作業者の健康と周辺環境への影響軽減を図っている。神戸製鋼所などでの構内作業では、集塵機が設置されており、大気汚染物質の排出を抑制している。屋外作業では、飛散防止ネットや養生シートを活用し、塗料の粒子が外部に漏れ出すことを防止している。

  （廃水処理・土壌汚染対策）

  構内作業では、洗浄時の廃水は、油分分離装置が設置されており、排水や土壌に混入しないよう適切に管理し、不純物を取り除き排水処理している。屋外作業では、塗料による土壌汚染を防ぐため、地面の養生を徹底しており、養生シートや防水マットを敷設し、塗料の滴下やこぼれを防止している。

（廃棄物の適正処理）

使用済みの塗料缶や廃水処理後の汚泥は、適切に管理し、定期的に産廃業者に回収処理を委託している。改修・建築現場で発生する廃材については、再利用可能な端材はリサイクル業者へ引き渡し、再利用できない端材・木くずなどは、適切に管理し、定期的に専門回収業者に引き渡している。廃棄となる塗装機や破損品などは専門業者に引き渡しており、適正に処理されている。また、ウェイズでは、社内文書や会議資料などの電子化を推進しており、ペーパーレス化により、紙などの資源の消費を抑え、廃棄物を減らすことに取り組んでいる。

【雇用・職場環境への取り組み】

- 働きやすい職場環境づくり

ウェイズの年間休日数は 113 日で、厚生労働省「令和 6 年就労条件総合調査」によると、令和 5 年 1 年間の企業 1 社あたり平均は 112.1 日となっており、全国平均並みの年間休日数となっている。ワーク・ライフ・バランス実現のため長時間労働の抑制や有給休暇の取得推進に取り組んでいる。社員が育児と両立して安心して働き続けられるよう育児休暇制度や短時間勤務制度の利用にあたっては、社員の希望に沿って対応している。こうした取り組みにより、2024 年の時間外労働時間は月平均約 20 時間、有給休暇取得率は約 72%（法定の有給休暇は全社員取得）となっており、育児休暇は男性 1 名が取得している。今後も長時間労働の抑制や育児休暇の利用推奨に努めるとともに、作業管理を徹底することで、有給休暇取得率の向上に努めていく意向である。福利厚生面では、健康保険・厚生年金・介護保険などの法定福利費の負担のほか、社員の将来にわたる生活の安定を図ることを目的に財形貯蓄制度や、家計の負担を軽減し、経済的な面から安心して働ける環境を支えることを目的に家族手当・借上げ社宅制度を設けている。

- 多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み

ウェイズでは、雇用・教育・登用・福利厚生など、あらゆる雇用条件および職場環境において、平等な体制・運営を徹底し、人材の個性と能力を発揮できる職場づくりを目指している。2025 年 4 月現在、女性 16 名・60 歳（定年）以上の再雇用者 30 名（うち 65 歳以上の高齢者 18 名）・障がい者 1 名を雇用している。女性は管理部門を主体に活躍しているが、管理職への登用がないことを課題として認識している（管理職人数 17 名）。今後、長期的な視点で女性の次世代リーダーの育成に努め、意欲のある人材の活躍の場を拡げていく意向である。高齢者や障がい者については、働く意欲のある人は継続して雇用する方針で、今後も雇用機会を継続して提供していく意向である。

- 働きがいのある職場づくり

賃金については、都道府県別「兵庫県」の平均賃金（令和 6 年賃金構造基本統計調査）並みの水準で、2025 年度は 3%以上の賃金引上げを予定している。今後も賃金引上げによって、兵庫県の平均以上の水準を維持していく意向である。また、資格取得支援制度により、業務上必要

な資格取得に係る受講費用や取得費用は、全額会社負担としており、資格取得者には、資格手当を毎月支給している。

- 人材育成

労働安全衛生教育が社員育成の基盤と考えており、社員教育の中で安全教育を最優先している。若手社員や新たに採用した社員には、「安全衛生管理の基本」「安全衛生手帳」「安全教育ビデオ」を用いて、安全意識や安全技術を教育している。中堅ならびに幹部社員は、外部講習の受講や、「安全衛生手帳」「安全衛生チェックリスト（日常点検用）」「統括管理の手引き」を用いて、若手社員などの教育・指導を行っている。技能習得については、技量認定マップを作成し、各社員の技量に応じた教育プログラムにより、計画的に技術習得を進める体制としている。また、業務上必要な各種資格取得支援を積極的に行っている。

（主な保有資格：2025 年 3 月時点）

資格名称	資格者数
1 級建築士	4 名
2 級建築士	3 名
1 級建築施工管理技士	21 名
2 級建築施工管理技士	7 名
1 級土木施工管理技士	6 名
2 級土木施工管理技士	1 名
1 級管工事施工管理技士	1 名
1 級建設機械施工技士	1 名
1 級塗装技能士	2 名
2 級塗塗装技能士	2 名
2 級建築業経理事務士	1 名
3 級建築業経理事務士	1 名
資格取得者数 37 名	延べ 50 名

（ウェイズ提供資料より）

【安全・健康への取り組み】

- 安全管理の取り組み

ウェイズでは、安全衛生方針に基づき、労働安全マネジメントシステムを構築している。安全衛生管理実施計画書を作成し、重点施策と具体的な取り組みを定め、安全管理の徹底による「重大な事故・災害の絶無」に取り組んでいる。毎月、安全部による現場の安全衛生巡回を実施し、指摘・指導事項をまとめて安全衛生委員会に報告している。安全衛生委員会では、災害・事故報告の発生状況を確認し、発生要因を分析し、再発防止策を協議している。併せて、現場巡回記録の

確認や、各部署の安全衛生活動報告が行われている。こうした取り組みにより、安心して働ける環境づくりに努めることで、労働災害の発生防止に取り組んでいる。また、毎年、安全衛生協力会と合同で安全大会を開催し、団体(協力会社)や個人の安全表彰・品質表彰、安全宣言を行っている。

2025 年　安全衛生管理計画
【目標】 ・労働災害　休業災害　　0 件 ・事故件数　飛散・物損事故　半減（3 件） ・交通災害　業務上・通勤途上　0 件 【スローガン】 「3・ない（放置しない、黙認しない、妥協しない）活動」で無災害 【最重点施策】 ・重大な事故・災害の絶無 【重点施策】 ① 安全管理の徹底 ② 安全衛生巡回の実施 ③ 現場管理教育の推進 ④ 職業性疾病の防止 ⑤ 交通災害の撲滅に向けての取組

（ウェイズ提供資料より）

- 健康管理の取り組み

  ウェイズは、兵庫県が推進する「健康づくりチャレンジ企業（*2）」に登録し、社員の健康に努めている。具体的には、①一般健康診断（年 1 回）を全員受診させ、有所見者に対するフォローの実施、②協力業者に対して特殊健康診断（年 2 回）の受診を確認する、③防毒・防塵・保護メガネなどの衛生保護具の適正使用を指導・確認し、防塵マスクフィットテストを年 1 回実施するなどの取り組みを行っている。今後も、社員の健康に十分配慮した管理に努めていく方針である。

  （*2）従業員および家族の受診促進などの健康づくりに積極的に取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣等の支援のほか、がん検診や歯科検診費用の助成等により、企業と協働して働き盛り世代の健康づくりの取り組みを支援する制度。

【建設業界への貢献】

- 協力会社・外注先の経済活動への貢献

  ウェイズは、多くの協力会社・外注先と取引を行っている（約 200 社）。多種多様な受注工事において、地域の専門業者との協業体制を構築している。ウェイズの事業活動を通じて、地域の中小

建設業者などに対して安定した受注機会を提供することで、協力会社・外注先の経済活動に貢献している。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）			
	紛　争	現代奴隷	児童労働
	データプライバシー	自然災害	健康および安全性
	水	食　料	エネルギー
	住　居	健康と衛生	教　育
	移動手段	情　報	コネクティビティ
	文化と伝統	ファイナンス	雇　用
	賃　金	社会的保護	ジェンダー平等
	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）			
	法の支配	市民的自由	セクターの多様性
	零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）			
	気候の安定性	水　域	大　気
	土　壌	生物種	生息地
	資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大　青：ネガティブ緩和　緑：ポジティブ/ネガティブ双方　のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	建築物仕上げ・完成業、建築工事業、その他の専門工事業
ポジティブ・インパクト	エネルギー、住居、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、エネルギー、文化と伝統、賃金、社会的保護、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居	➢ 建築事業部の新築塗装工事、新築工事（業務内容）
賃金	➢ 働きがいのある職場づくり
零細・中小企業の繁栄	➢ 協力会社・外注先の経済活動への貢献
インフラ	➢ 神鋼事業部の鉄橋塗装工事（業務内容）
気候の安定性、資源強度	➢ 環境に配慮した塗装工事

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 働きやすい職場環境づくり ➢ 安全管理の取り組み ➢ 健康管理の取り組み
健康および安全性、水域、大気、土壌、資源強度、廃棄物	➢ 環境保全
社会的保護	➢ 働きやすい職場づくり（育児休暇制度、福利厚生面）
気候の安定性	➢ ➢ エネルギー使用量・CO2 排出量削減

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育、賃金 （ネガティブ）社会的保護	➢ 働きがいのある職場づくり ➢ 人材育成
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等、年齢差別、その他の社会的弱者	➢ 多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ポジティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
エネルギー	➢ エネルギーへのアクセスに貢献する工事は行っていないため

＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➢ 作業現場において強制労働は行われていないため
自然災害	➢ 塗装工事・改修工事が主体で、持続不可能な土地利用は認められないため
エネルギー	➢ エネルギー効率の欠如につながるような工事は行っていないため
文化と伝統	➢ 建築事業部は塗装工事・改修工事が主体で、文化遺産の保存を損なうような事業は展開していないため
賃金	➢ 賃金水準は、都道府県別「兵庫県」の平均水準並みであり、低収入かつ不規則な収入となっていないため
民族・人種平等	➢ 外国人従業員の採用はないが、あらゆる雇用条件において、平等な体制・運営を徹底しているため
生物種、生息地	➢ 生物多様性・生態系の保全に影響を与えるような工事は行っていないため

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ウェイズは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	**賃金**		
取組内容（インパクト内容）	働きがいのある職場づくり		
KPI	● **社員の平均賃金を毎年 3%以上引き上げる。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 毎年賃金を引き上げ、適正な賃金水準を維持することで、社員の生活水準の向上を図る。 ➢ 賃金引き上げによって、兵庫県の平均以上の水準を維持していく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	**零細・中小企業の繁栄**		
取組内容（インパクト内容）	協力会社・外注先の経済活動への貢献		
KPI	● **2030 年 12 月までに、売上高 5,500 百万円以上を達成し、外注加工費 3,640 百万円以上とする。以後の KPI は、売上目標を再設定する。** **（2024 年売上高：約 4,830 百万円）** **（2024 年外注加工費：約 3,200 百万円）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 神戸製鋼所や大手ゼネコンと連携を強化し、受注獲得に努める。 ➢ 地域の中小建設業者に安定した受注機会を提供する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	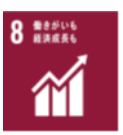

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	**健康および安全性**		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境づくり 安全管理の取り組み		
KPI	● **2030 年 12 月までに、有給休暇取得率 80%以上を達成する。以降は、有給休暇取得率 80%以上を継続する。** **（2024 年実績：約 72%）** ● **毎年、4 日以上の休業を伴う労働災害発生件数ゼロ件を維持する。** **（2024 年実績：労働災害発生件数 2 件、うち 4 日以上の休業を伴う労働災害発生件数ゼロ件）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ ワーク・ライフ・バランス実現のため、作業管理を徹底することで、有給休暇取得率の向上に努める。 ➢ 安全衛生管理計画における重点施策のフォローを徹底することで、安全な作業環境を整える。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	**ジェンダー平等**		
取組内容（インパクト内容）	多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み		
KPI	● **2034 年 12 月までに、女性 1 名以上を管理職に登用する。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 2025 年 4 月時点で女性の管理職への登用がないことから、長期的な視点で女性の次世代リーダーの育成に努め、意欲のある人材の活躍の場を拡げていく。		
貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労	

		働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する	

特定したインパクト	**気候の安定性**		
取組内容（インパクト内容）	エネルギー使用量･CO2 排出量削減		
KPI	● **2026 年 12 月までに、CO2 排出量の可視化ツールを導入し、CO2 排出量を可視化する体制を整える。以降は、2027 年 12 月までに、CO2 排出量の削減目標を設定し、目標達成に向け取り組む。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ CO2 排出量の可視化ツールの導入により、CO2 排出量の可視化に取り組み、現状分析を通じて有効な CO2 排出量の削減策を検討する。 ➢ 現状分析実施後、CO2 排出量の削減目標を設定する。		
貢献する SDGs ターゲット	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ･インパクト】【ネガティブ･インパクト】

特定したインパクト	**教育、賃金（ポジティブ）** **社会的保護（ネガティブ）**
取組内容（インパクト内容）	働きがいのある職場づくり 人材育成
KPI	● **2034 年 12 月までに、資格取得者数（延べ人数）を 10 名以上増加させ 60 名以上とする。** **（2025 年 3 月時点：延べ人数 50 名）**
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 業務上必要な各種資格取得を推進し、資格取得支援制度により、資格取得に係る受講費用や取得費用は、全額会社負担とする。 ➢ 資格取得者には、資格手当を毎月支給する。

貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	**雇用（ポジティブ）** **その他の社会的弱者（ネガティブ）**		
取組内容（インパクト内容）	多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み		
KPI	● **2030 年 12 月までに、法定雇用率（2026 年 7 月～2.7%）を充足する障がい者数を雇用する。以降は、法定雇用率を充足する障がい者雇用を維持する。** **（2025 年 4 月現在：1 名）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 障がい者が意欲的に働ける環境づくりを推進し、個々のスキルや適性に応じた職務配置を行い、障がい者の活躍を支援していく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	設定しない理由
年齢差別	高齢者が能力を発揮できる職場づくりを進めることで十分に抑制が図られており、今後も雇用機会を提供していくため
水域、土壌	油分分離装置による廃水処理や養生シート・防水マットによる土壌汚染対策により十分に抑制が図られており、今後も継続して取り組むため
大気	低 VOC 塗料の使用や装着効率を高める技術により塗料の使用量を抑えることで有害物質の発生を抑制しており、集塵機・飛散防止ネット・養生シートの活用により十分に抑制が図られており、今後も継続して取り組むため
資源強度、廃棄物	塗料缶・汚泥・廃材は適正に管理・回収し、再利用可能な端材はリサイクル業者へ引き渡すことで十分抑制が図られており、今後も継続して取り組むため

5.サステナビリティ管理体制

ウェイズでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、渡辺社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、渡辺社長を最高責任者とし、橘高部長が管理責任者となり関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

（最高責任者）　代表取締役社長　渡辺 健司
（管理責任者）　経理部部長　橘高 謙史

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ウェイズと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ウェイズと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ウェイズは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
株式会社商工中金経済研究所
主任コンサルタント　前田浩彦
〒105-0012
東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号　共生ビル
TEL: 03-3437-0182　FAX: 03-3437-0190